

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

～ 入院時の食事療養標準負担額について ～

《平成28年4月1日から、入院時の食事療養標準負担額が一部変わります。》

◎住民税課税世帯の方の食事療養標準負担額（食事代）が

《平成28年4月1日～》1食につき 260円→360円 に

《平成30年4月1日～》1食につき 360円→460円 に 変更となります。

ただし、指定難病の方※は、1食につき 260円 に 据え置かれます。

※ 北海道の発行する指定難病の医療受給者証をお持ちの方

【注意事項】

- (1) 指定難病の方は、北海道の発行する医療受給者証を医療機関へご提示ください。
- (2) 指定難病の医療受給者証については、稚内保健所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

後期高齢者医療保険については

幌延町役場 住民生活課 税務保険グループ

電話 5-1115（旧町民課生活環境グループ）

指定難病の医療受給者証については

稚内保健所 健康推進課

電話 0162-33-2417

幌延町国民健康保険に加入されている皆さまへ

★国民健康保険被保険者証の更新について

現在使用している国民健康保険被保険者証は平成28年4月30日（土）までが有効期限となっています。

つきましては、下記日程により更新手続を実施します。

●日 程

4月11日(月)～22日(金)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方

【役場住民生活課税務保険グループ（旧町民課生活環境グループ）窓口】

問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

●持参するもの

- ・現在使用中の国民健康保険被保険者証（既加入者）
- ・印鑑
- ・就学のために幌延から住所を移している方については、在学証明書または合格通知書など。

問い合わせ先 住民生活課税務保険グループ 電話 5-1115・告知端末機 5-8812（旧町民課生活環境グループ）